

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

平成28年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託年月
					入院	入院外			
愛知県	県内各市町村	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性治療研究事業の制度を拡大 18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成15年10月診療分
	名古屋市	特定疾患	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大) ・18歳未満の児童(治療が必要な場合は20歳到達月末日まで延長) ・下垂体機能障害、ネフローゼ症候群等	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年4月診療分
	愛知県(*)	特定疾患医療給付	91	*平成15年10月診療分から受託している事業について法別番号の変更 (51.23.601.6→91.23.601.8) 血清肝炎(疾患番号181)、肝硬変(疾患番号183)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成21年10月診療分
			91	*平成15年10月診療分から受託している事業について法別番号の変更 (51.23.602.4→91.23.602.6) 血清肝炎(疾患番号181)、肝硬変(疾患番号183)	生計中心者の所得(課税年額)に応じて患者一部負担限度額を設定(一部公費負担)	生計中心者の所得(課税年額)に応じて患者一部負担限度額を設定(一部公費負担)*薬局・訪問での負担なし			
	名古屋市(*)	特定疾患医療給付	91	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大) *平成12年4月診療分から受託している事業について法別番号の変更 (51.23.609.9→91.23.609.1) ネフローゼ症候群(受給者番号74****)、突発性難聴(受給者番号75****)	なし		-	県内の医療機関等	平成22年10月診療分
				*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大) *平成12年4月診療分から受託している事業について法別番号の変更 (51.23.610.7→91.23.610.9) ネフローゼ症候群(受給者番号74****)、突発性難聴(受給者番号75****)	生計中心者の所得(市民税額)に応じて患者一部負担限度額を設定(一部公費負担)	生計中心者の所得(市民税額)に応じて患者一部負担限度額を設定(一部公費負担)*薬局・訪問での負担なし			
	愛知県(*)	特定疾患医療給付	91	*難病の患者に対する医療等に関する法律施行に伴い、平成21年10月診療分から実施機関番号を変更した特定疾患医療給付事業について、医療給付事業の内容変更のため一部実施機関番号を廃止 (91.23.601.8) 血清肝炎(疾患番号181)、肝硬変(疾患番号183) ※平成27年10月診療分から「91.23.602.6」へ					平成27年9月診療分までの取扱い
		特定疾患医療給付	91	*平成21年10月診療分から実施機関番号を変更した特定疾患医療給付事業について自己負担額及び食事療養費の変更 (91.23.602.6) 血清肝炎(疾患番号181)、肝硬変(疾患番号183)	世帯の市町村民税に応じて階層区分を決定し、自己負担上限月額を設定 (2,500～30,000円) 自己負担上限月額については、受診した医療機関等の一部負担額を合算する		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。